

## 合 意 書

\_\_\_\_\_ (以下、「甲」という。)と \_\_\_\_\_ (以下、「乙」という。)と \_\_\_\_\_ (以下、「丙」という。)  
とは、甲が乙に対して、乙と丙の不貞行為を理由に慰謝料を請求している件 (以下、「本件」という。) について、以下のとおり合意した。

第1条 乙と丙は、甲に対して、乙と丙が不貞関係にあったことを認め、真摯に謝罪する。

第2条 乙は、甲に対して、前条に関して、解決金として、金 \_\_\_\_\_ 円の支払義務があることを認める。

第3条 乙は、甲に対し、前条の金員を令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日限り、 \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店  
「 \_\_\_\_\_ 」名義の普通預金口座 (口座番号 \_\_\_\_\_ ) に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、乙の負担とする。

第4条 乙は、丙に対する求償権を放棄する。

第5条 乙と丙は、甲に対して、就業上必要不可欠な場合を除き、相互に接触しないことを約する。

2 前項の接触は、現実の接触のみならず、電話、メール、郵便、ソーシャルネットワークサービスなどを用いた一切の方法による接触をいう。

第6条 乙と丙は、甲に対して、前条の規定に違反した場合には、その違約金として、1回の違反行為について各金 \_\_\_\_\_ 円を支払うことを約束する。

第7条 甲と乙と丙は、本件に関し、相互に、インターネットへの書き込み・書面掲載・口頭による情報の流布・架電・電子メール等その他方法の如何を問わず、本件に関する情報をみだりに公開しないことを約束する。

第8条 甲と乙と丙は、甲と乙の間、甲と丙の間、乙と丙の間には、本合意書に定めるものの他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上の合意の成立を証するため本書3通を作成し、甲乙丙各自1通ずつ保有する。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

【甲】住所

署名

印

【丙】住所

署名

印

【乙】住所

署名

印